

第140期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月23日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場所

長野市大字中御所字岡田178番地8

当行本店3階 大会議室

新型コロナウイルスについてお願い

株主総会にご出席される株主様は、感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。併せて議決権行使書による議決権行使またはインターネット等による議決権行使もご検討いただきますようお願い申し上げます。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意は
ございません。
ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第140期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
■ 第1号議案 剰余金の処分の件	6
■ 第2号議案 取締役7名選任の件	7
■ 第3号議案 監査役2名選任の件	13
（添付書類）	
第140期事業報告	17
計算書類	40
連結計算書類	43
監査報告書	45

株式会社 **八十二銀行**

証券コード：8359

招集ご通知

証券コード 8359
2023年6月2日
(電子提供措置の開始日2023年6月1日)

株主各位

長野市大字中御所字岡田178番地8

株式会社 八十二銀行

取締役頭取 松下正樹

第140期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第140期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の株主総会参考書類等は電子提供措置※1をとっており、インターネット上での下記ウェブサイト「第140期定時株主総会招集ご通知」および「その他の電子提供措置事項」※2として掲載しております。なお、本株主総会参考書類等につきましては、株主様からの書面交付請求の有無に関わらず、一律に書面をご送付しております。

- ※1. 電子提供措置とは、これまでの書面での送付にかえて、株主総会資料が掲載されたウェブサイトのアドレス等を記載した通知を株主様に送付し、株主様ご自身でウェブサイトへアクセスし、株主総会資料をご確認いただく制度です。
- ※2. 「その他の電子提供措置事項」については3頁に詳細を掲載しております。

当行ウェブサイト <https://www.82bank.co.jp/ir/kabushiki/soukai.html>



また、上記のほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスのうえ、「銘柄名(会社名)」に「八十二銀行」または証券「コード」に「8359」(半角)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席いただけない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2023年6月22日(木曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 長野市大字中御所字岡田178番地8
当行本店3階 大会議室
3. 目的事項
- 報告事項**
- (1) 第140期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 - (2) 第140期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 重複行使の取扱い

議決権行使書とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

(2) 代理人による議決権行使

当行の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理人ご本人の議決権行使書および代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(3) 議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

● 「その他の電子提供措置事項」について

「その他の電子提供措置事項」は次の事項となります。なお法令および当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページおよび東証ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「その他」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

監査役が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。

会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の事項となります。

● 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会ご出席による議決権行使



開催日時 2023年6月23日(金曜日)午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。紙資源削減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

郵送による議決権行使



行使期限 2023年6月22日(木曜日)午後5時到着分

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

インターネットによる議決権行使



行使期限 2023年6月22日(木曜日)午後5時

パソコン、スマートフォンから当行指定の議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時から5時まで取り扱いを休止します。)

株主さま以外の第三者による不正アクセス(なりすまし)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、次頁ヘルプデスクにお問合せください。

QRコードの読み取り機能を搭載したスマートフォンを利用して、右記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

議決権行使サイトをご利用いただく際のインターネット接続料・通信料等の費用は株主さまのご負担になります。

QRコード



機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使について

議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによって議決権を行使される場合は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

スマートフォンによる議決権行使

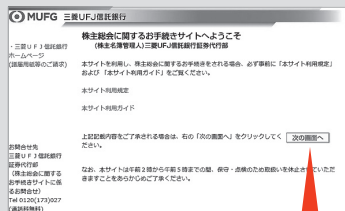
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。



パソコンによる議決権行使

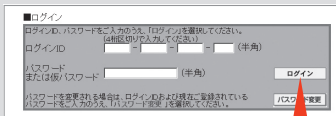
議決権行使ウェブサイトアドレス ▶ <https://evote.tr.mufig.jp/>

1 議決権行使サイトへアクセスする



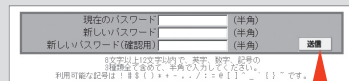
「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



ログインをクリック

3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご利用方法に関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027（通話料無料）受付時間 9：00～21：00（土曜、日曜、祝日も受付）

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当行の配当方針は、1株当たりの配当の下限を5円とし、安定配当と自己株式取得による積極的な株主還元を実施することを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき10円といたしたいと存じます。なお、中間配当金10円と合わせた年間配当金は、20円であります。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項および総額
当行普通株式 1株につき10円
配当総額 4,714,339,030円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月26日

第2号議案

取締役7名選任の件

取締役のうち、湯本昭一、松下正樹、浅井隆彦、樋代章平、宮原博之、濱野京、神澤鋭二の7名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了し、また、佐藤信司は本定時株主総会終結の時をもって取締役を辞任いたします。これに伴い取締役7名の選任をお願いするもので、候補者は次のとおりであります。

(参考) 候補者一覧

候補者番号		氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
1	再任	まつ した まさ き 松 下 正 樹	取締役頭取 頭取執行役員	15回／ 15回 (100%)
2	再任	あさ い たか ひこ 浅 井 隆 彦	取締役副頭取 副頭取執行役員	15回／ 15回 (100%)
3	再任	ひ だい しょう へい 樋 代 章 平	専務取締役 専務執行役員	15回／ 15回 (100%)
4	新任	なか むら まこと 中 村 誠	常務執行役員	—
5	新任	にし ざわ ひと し 西 澤 仁 志	—	—
6	再任	はま の みやこ 濱 野 京	取締役	15回／ 15回 (100%)
			社外役員 独立役員	
7	再任	かん ざわ えい じ 神 澤 鋭 二	取締役	15回／ 15回 (100%)
			社外役員 独立役員	

1

まつ した まさ き
松 下 正 樹

1959年12月22日生（満63歳） 男性

再任

取締役会出席状況 15回/15回（100%）

候補者の有する当行の株式数 61,068株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1982年 4月	当行入行	2018年 6月	当行取締役副頭取 リスク統括部、人事部、秘書室 担当
2004年 2月	当行長野南支店長、引続き坂城支店 長、企画部長	2020年 6月	当行取締役副頭取 企画部、リスク統括部、秘書室 担当
2011年 6月	当行執行役員諏訪エリア諏訪支店長	2021年 6月	当行取締役頭取 デジタルトランスフォーメーション 部、秘書室、東京事務所 担当
2013年 6月	当行常務執行役員東京営業部長	2022年 6月	当行取締役頭取 頭取執行役員 東京事務所 担当 現在に至る
2014年 6月	当行常務執行役員本店営業部長		
2015年 6月	当行常務取締役松本営業部長		
2017年 6月	当行取締役副頭取 企画部、金融市場部、秘書室 担当		

候補者とした理由

企画部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2015年6月から取締役を、2017年から副頭取を、2021年からは頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした豊富な経験や高い見識を活かすことにより、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、取締役候補者いたしました。

2

あさ い たか ひこ
浅 井 隆 彦

1963年10月17日生（満59歳） 男性

再任

取締役会出席状況 15回/15回（100%）

候補者の有する当行の株式数 25,086株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1987年 4月	当行入行	2020年 6月	当行常務取締役 人事部、金融市場部、総務部 担当
2005年 9月	当行軽井沢支店長、引続き融資部付、 松代支店長、東京営業部営業一部長、 リスク統括部長、融資部長	2021年 6月	当行取締役副頭取 企画部、金融市場部、業務統括部、 融資センター、事務センター、本店 センター、松本センター 担当
2017年 6月	当行執行役員融資部長	2022年 6月	当行取締役副頭取 副頭取執行役員 リスク統括部、人事部、秘書室 担当 現在に至る
2018年 6月	当行常務執行役員本店営業部長		
2019年 6月	当行常務取締役 支店支援部、法人部、個人部、市場 国際部 担当		

候補者とした理由

営業部門や融資部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2019年6月から取締役を、2021年からは副頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした豊富な経験や高い見識を活かすことにより、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、取締役候補者いたしました。

3

ひ だい しょう へい
樋 代 章 平

1964年6月7日生（満59歳） 男性

再任

取締役会出席状況 15回/15回（100%）

候補者の有する当行の株式数 10,820株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1988年 4月	当行入行	2021年 6月	当行常務取締役 営業企画部、営業渉外部、国際部、 システム部 担当
2010年 3月	当行リスク統括部副部長、引続き東 京事務所長、南松本エリア南松本支 店長、企画部長	2022年 6月	当行専務取締役 専務執行役員 企画部、デジタルトランスフォーメ ーション部、システム部 担当
2018年 6月	当行執行役員企画部長		現在に至る
2019年 6月	当行常務執行役員本店営業部長		

候補者とした理由

リスク管理部門や企画部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2021年6月から取締役を、2022年からは専務を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした豊富な経験や高い見識を活かすことにより、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。

4

なか むら まこと
中 村 誠

1967年5月30日生（満56歳） 男性

新任

取締役会出席状況

—

候補者の有する当行の株式数 14,723株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1990年 4月	当行入行	2019年 6月	当行執行役員金融市場部長
2007年 6月	当行企画部副部長、引続き香港支店 長、上田東支店長、大町支店長、金 融市場部長	2020年 6月	当行執行役員業務統括部長
		2021年 6月	当行常務執行役員本店営業部長 現在に至る

候補者とした理由

企画部門や金融市場部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を活かすことにより、当行の経営に貢献ができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。

5 にし ざわ ひと し 西 澤 仁 志

1963年3月26日生（満60歳） 男性

新任

取締役会出席状況 — 候補者の有する当行の株式数 — 株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1985年 4月	株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行	2016年 7月	同行常務取締役証券国際部長
2013年 7月	株式会社みずほ銀行業務監査部次長	2017年 6月	同行常務取締役
2014年 4月	株式会社長野銀行証券国際部副部长	2019年 6月	同行取締役頭取および代表取締役（現任）
2015年 6月	同行取締役証券国際部長		現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社長野銀行 取締役頭取および代表取締役

候補者とした理由

株式会社みずほ銀行において幅広い分野に亘る業務経験を積み、2019年6月からは株式会社長野銀行取締役頭取として、同行の経営管理全般に亘り卓越したリーダーシップを発揮しております。当行においてもこうした豊富な経験や見識を活かすことにより、当行の経営に貢献ができる人物と判断し、取締役候補者としたしました。

6 はま の みやこ 濱 野 京

1955年4月17日生（満68歳） 女性

社外役員

独立役員

再任

取締役会出席状況 15回／15回（100%） 候補者の有する当行の株式数 3,176株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1979年 4月	独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）入構	2016年 4月	内閣府知的財産戦略推進事務局 政策参与（フルジャパン戦略担当）（2019年9月退任）
2013年 7月	同機構理事（海外市場開拓、ミラノ万博日本館等担当役員）		国立大学法人信州大学理事（現任）
2015年10月	同機構参与	2020年 6月	株式会社グローセル社外取締役（現任）
2016年 4月	同機構評議員（現任）	2021年 6月	当行取締役 現在に至る

候補者とした理由及び期待される役割

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）では初の女性理事を務め、長年企業の海外市場開拓支援や地域創生に従事されており、豊富な経験と幅広い知見を有しております。社外取締役としての職務も適切に遂行しており、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、社外取締役候補者としたしました。選任後は特にグローバル分野における専門的な観点から当行の業務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待しております。また、選任・報酬委員会の委員として当行の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し独立した立場から関与いただく予定であります。

7

かん ざわ えい じ
神 澤 鋭 二

1956年7月13日生（満66歳）男性

社外役員

独立役員

再任

取締役会出席状況 15回／15回（100%） 候補者の有する当行の株式数 6,045株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1980年4月	株式会社八十二銀行入行	2018年5月	一般社団法人長野県情報サービス振興協会会長（現任）
1986年1月	同行退社	2018年6月	公益財団法人長野県テクノ財団理事長（2022年3月退任）
1986年3月	キッセイコムテック株式会社入社	2021年6月	当行取締役
1988年5月	同社取締役	2022年6月	キッセイコムテック株式会社 代表取締役会長 最高経営責任者 (CEO)（現任） 現在に至る
1990年5月	同社常務取締役		
1992年5月	同社代表取締役常務		
1994年5月	同社代表取締役社長		

重要な兼職の状況

キッセイコムテック株式会社 代表取締役会長 最高経営責任者（CEO）

候補者とした理由及び期待される役割

キッセイコムテック株式会社代表取締役としての業務を執行されており、デジタル化推進に関する豊富な知見を有しております。社外取締役としての職務も適切に遂行しており、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、社外取締役候補者といたしました。選任後は、特にDX分野における専門的な観点から当行の業務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待しております。また、選任・報酬委員会の委員として当行の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し独立した立場から関与いただく予定であります。

- (注) 1. 浅井隆彦氏は2023年6月21日に株式会社長野銀行の取締役役に就任する予定です。
2. 濱野京氏とは一般預金者としての通常の取引がありますが、当行の預金に占める取引の規模、性質等に照らして株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えます。
3. 濱野京氏の出身元である独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）とは預金等の通常の取引がありますが、当行の預金に占める取引の規模、性質等に照らして株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えます。
4. 神澤鋭二氏は1980年4月から1986年1月まで当行に在籍しておりました。
5. 神澤鋭二氏とは一般預金者としての通常の取引があります。また、当行は同氏が代表取締役を務めるキッセイコムテック株式会社と預金・貸出金等の通常の取引があるほか、同氏が会長を務める一般社団法人長野県情報サービス振興協会と預金等の通常の取引があります。以上の取引は当行の預金に占める取引の規模、性質等に照らして株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えます。
6. 上記1から5のほか、各取締役候補者と当行の間にいずれも特別の利害関係はありません。
7. 当行は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年12月25日に更新予定となっております。本議案でお諮りする取締役の各氏のうち再任予定の候補者および中村誠氏については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引続き被保険者となります。また、西澤仁志氏については、選任後被保険者となります。
- 【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】
- ① 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ② 填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
- ③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。また、リスクの一定の割合を当行の自己負担とする縮小割合を設定しております。
8. 濱野京氏および神澤鋭二氏は社外取締役候補者であります。なお、当行は2名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
9. 濱野京氏および神澤鋭二氏は、2021年6月より当行社外取締役を務めており、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
10. 当行は、現行定款第29条に基づき、濱野京氏および神澤鋭二氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。各氏が再任された場合、現契約を継続する予定であります。
11. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特筆すべき事項はありません。
12. 各取締役候補者の年齢は、本定時株主総会開催時の満年齢であります。

第3号議案

監査役2名選任の件

監査役のうち、門多丈、和田恭良の2名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。これに伴い監査役2名の選任をお願いするもので、候補者は次のとおりであります。本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者

1	た	なか	たか	ゆき	1957年5月15日生（満66歳）男性	社外役員	新任
	田	中	隆	之		独立役員	

取締役会出席状況 ー
監査役会出席状況 ー
候補者の有する当行の株式数 一株

略歴、当行における地位、重要な兼職の状況

1981年4月	株式会社日本長期信用銀行（現株式会社SBI新生銀行）入行	2002年4月	京都女子大学現代社会学部非常勤講師（2009年3月退任）
1998年10月	同行調査部副参事役（1999年3月退職）	2012年4月	ロンドン大学東洋アフリカ研究学院（SOAS）法社会学部経済学科客員研究員（2013年3月退任）
1999年4月	専修大学経済学部専任講師	2022年9月	学校法人専修大学理事 専修大学経済学部長・教授（現任） 現在に至る
2001年4月	同大経済学部教授		

候補者とした理由

株式会社日本長期信用銀行（現株式会社SBI新生銀行）を経て長年に亘り大学の教官を務め、教育者としての高い見識と、金融分野のほか経済学の専門的な知識・経験を有しております。会社経営に関与したことはありませんが、こうした高い見識と専門性を活かすことにより、独立した立場から当行の経営監視機能を発揮できる人物と判断し、社外監査役候補者といたしました。

2	ほり 堀	ひろし 浩	1961年9月21日生（満61歳） 男性	社外役員	新任

取締役会出席状況 ー
 監査役会出席状況 ー 候補者の有する当行の株式数 一株

略歴、当行における地位、重要な兼職の状況

<p>1986年 4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 2011年 6月 同行資金運用グループ長 2013年 6月 DBJアセットマネジメント株式会社 代表取締役専務 2016年 4月 同社代表取締役社長（2017年6月退任）</p>	<p>2017年 6月 丸紅フィナンシャルサービス株式会社取締役総務経理部長（2021年6月退任） 2021年 6月 相模鉄道株式会社常勤監査役（現任） 現在に至る</p>
--	--

候補者とした理由

DBJアセットマネジメント株式会社代表取締役、丸紅フィナンシャルサービス株式会社取締役などを歴任されており、金融分野における専門的な知見のほか、会社経営者としての経験と高度な見識を有しております。事業会社常勤監査役としての経験もあり、独立した立場から当行の経営監視機能を発揮できる人物と判断し、社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 田中隆之氏とは一般預金者としての通常の取引がありますが、当行の預金に占める取引の規模、性質等に照らして株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えます。
2. 上記1のほか、各監査役候補者と当行の間に特別の利害関係はありません。
3. 当行は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年12月25日に更新予定となっております。各監査役候補者は選任後被保険者となります。
- 【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】**
- ① 被保険者の実質的な保険料負担割合
 保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ② 填補の対象となる保険事故の概要
 特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
- ③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
 保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。また、リスクの一定の割合を当行の自己負担とする縮小割合を設定しております。
4. 田中隆之氏および堀浩氏は社外監査役候補者であります。なお当行は2名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
5. 当行は、田中隆之氏および堀浩氏が社外監査役に選任された場合は、現行定款第39条に基づき、2名との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度額とする契約を締結する予定であります。
6. 会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特筆すべき事項はありません。
7. 各監査役候補者の年齢は、本定時株主総会開催時の満年齢であります。

(ご参考) 社外役員の選任および独立性の判断基準

■ 社外取締役および社外監査役の選任基準

社外取締役候補者または社外監査役候補者の選任に当たっては、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、以下の「社外役員の独立性判断基準」により判断しております。

■ 社外役員の独立性判断基準

当行における社外取締役候補者または社外監査役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- (1) 当行を主要な取引先とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
- (4) 当行を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所および法律事務所等の社員等。
- (5) 当行から、多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (6) 当行の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (7) 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者。
 - ・ 上記(1)～(6)に該当する者。
 - ・ 当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等。

- 「最近」の定義 実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
- 「主要な取引先」の定義 直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）の1%超を基準に判定する。なお、IFRS適用企業を対象とする場合は、収益（売上収益）の1%超を基準に判定する。
- 「法人等」の定義 法人以外の団体を含む。
- 「多額」の定義 過去3年平均で、年間1,000万円超。ただし、公益を目的とする事業を行う法人（「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて設立される法人に限る）に対する寄付の場合を除く。
- 「近親者」の定義 二親等以内の親族。
- 「重要でない者」の定義 会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士などを「重要な者」とし、そうでない者を「重要でない者」とする。

(ご参考) 取締役・監査役のスキルマトリックス

当行は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすためには、取締役会を構成するメンバーとして当行の業務やその課題に精通する行内の人材が一定数必要であることに加え、取締役会を構成するメンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することも重要であると考えております。

このような観点から、当行は、多様な知見やバックグラウンドを有する人材を、取締役・監査役として選任することを基本方針としております。

取締役・監査役（新任候補者を含む）のスキルマトリックスは以下のとおりです。

- (注) 1. 下記マトリックスは、各氏の有するすべての知見・経験を表すものではなく、各氏の経験等を踏まえて特に専門性を発揮することが期待される分野を1人あたり3つずつ記載しております。
2. 各取締役・監査役の地位は本株主総会終了後に就任予定の地位を記載しております。

氏名	地位	特に専門性を発揮することが期待される分野							
		企業経営 組織運営	グローバル	金融 マーケット	営業戦略 企業支援	法務 リスク管理	DX・IT テクノロジー	人事 ダイバー シティ	地域社会 環境
浅井 隆彦	取締役会長	●			●			●	
松下 正樹	取締役頭取	●			●	●			
樋代 章平	取締役副頭取				●	●	●		
中村 誠	取締役(候補者)		●	●	●				
西澤 仁志	取締役(候補者)	●		●			●		
田下 佳代	社外取締役	●				●		●	
濱野 京	社外取締役	●	●					●	
神澤 鋭二	社外取締役	●					●		●
金井 孝行	社外取締役	●	●	●					
峰村 千秀	常勤監査役		●			●			
笠原 昭寛	常勤監査役				●	●		●	
山沢 清人	社外監査役	●					●		●
田中 隆之	社外監査役 (候補者)		●	●					●
堀 浩	社外監査役 (候補者)	●		●	●				

各分野で求められる主な知識や経験

企業経営 組織運営	<ul style="list-style-type: none"> 企業等の経営・組織運営 全社的かつ中長期的な視点での経営戦略立案 	法務 リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 法制度・各種規制に関する専門的知見 企業活動全般に関するリスクマネジメント
グローバル	<ul style="list-style-type: none"> 海外事業所や国際金融・貿易に関する事業部門のマネジメント グローバルな視点での戦略立案 	DX・IT テクノロジー	<ul style="list-style-type: none"> ITやデジタルトランスフォーメーション、科学技術に関する専門的知見 システムの企画・運用・管理
金融 マーケット	<ul style="list-style-type: none"> 金融市場全般に関する知見、有価証券運用等 金融業界・金融行政全般の動向 	人事 ダイバー シティ	<ul style="list-style-type: none"> 人事管理、人材育成、報酬・給与、福利厚生等、人事全般 ダイバーシティ&インクルージョンの推進
営業戦略 企業支援	<ul style="list-style-type: none"> 営業企画、マーケティング、新規事業開発 企業審査、ビジネスマッチング、事業再生支援、事業承継・M&A 	地域社会 環境	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会の歴史・文化・経済等に関する知見 環境問題や環境経営への取組み

以上

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

■ 当行の主要な事業内容

当行は預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務、金融商品仲介業務等を行い、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しています。

■ 株式会社長野銀行との経営統合

当行と株式会社長野銀行（以下、「長野銀行」といい、当行と長野銀行を総称して「両行」といいます。）は、2023年1月20日、それぞれの取締役会において、2023年6月1日を効力発生日とする株式交換による経営統合を行うことを決議し、両行の間で株式交換契約書を締結いたしました。

地域の持続的発展を使命とする両行が手を携え、金融仲介機能を強化し、持続可能なビジネスモデルを構築し、結果として健全な経営基盤を構築していくことが、両行のステークホルダーの皆さまにとっても最適な選択であると判断し、経営統合を行うことを決定したものであります。

両行は、「競争から共創へ」をテーマに、早期融和を実現し、両行がこれまで培ってきたノウハウ、リレーション及び人材を掛け合わせることで、地域と共に成長できる銀行へと変革し、株主の皆さまや地域の皆さま、そして従業員により良い価値を提供してまいります。

■ 経済環境

2022年度のが国経済は、資源価格の上昇や円安の進行等に伴う物価高や海外経済の減速により下押しされたものの、新型コロナウイルス感染対策による厳しい移動制限が無くなり、個人消費が改善しました。また、企業の設備投資が堅調に推移するなど、内需主導により緩やかに持ち直しました。

当行の主要な営業基盤である長野県経済においても、一部に弱さがみられるも持ち直しの動きが続きました。生産面では、海外経済の減速等に伴うIT関連需要の鈍化や資源高の影響があったものの、国内の設備投資需要が底堅く、生産用機械や電子部品などの生産は順調でした。個人消費では、大型小売店売上高は商品の販売価格上昇もあって食料品を中心に前年を上回って推移しました。自動車販売は半導体不足による納車遅れの影響が続くも年度後半から徐々に持ち直しました。住宅投資では、貸家や分譲の需要が底堅く、新設住宅着工戸数は堅調に推移しました。公共投資は道路や河川の整備などインフラ関連の工事が続き、例年並みの工事量を維持しました。

■ 事業の経過及び成果

こうした経済環境の下、お客さまニーズや社会環境の変化にあわせてビジネスモデルを変革していくために、中期経営ビジョン2021「『金融×非金融×リレーション』でお客さまと地域を支援する」に取り組んでいます。5つのテーマ「経営の根幹としてのサステナビリティ」「ライフサポートビジネスの深化」「総合金融サービス・機能の提供」「業務・組織のデジタル改革」「成長とやりがいを支える人事改革」の実現を目指すとともに、経営理念で掲げる地域社会の発展に貢献するため、幅広い活動を展開しております。

○ テーマ①「経営の根幹としてのサステナビリティ」

当行は、お客さま・地域社会の持続的な発展に貢献するべく、長野県のリーディングバンクとして金融および非金融の両面から地域の社会的課題の解決に取り組んでいます。

金融面においては、「八十二銀行グループ サステナブル投融資方針」において、環境問題や社会課題を解決し持続可能な社会の実現に資するサステナブルファイナンスを2030年度までに累計1.5兆円実行する目標を掲げ、サステナビリティ・リンク・ローン、ポジティブ・インパクト・ファイナンス、八十二サステナビリティ1号ファンドなど多様な資金調達手段を提供するほか、環境省「地域脱炭素融資促進利子補給事業」や東京都「サステナブルファイナンス活性化に向けた連携協定」による補助金支援、2月に取扱いを開始した「SDGs取組支援サービス」の提供なども通じて、お客さまのサステナビリティに関する取組みを後押ししております。

脱炭素化の取組みとしましては、昨年の岩村田支店に続き、富士見・大町・福島の各支店をZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）店舗として建替えたほか、これまで6店舗で利用していた「信州Greenでんき」を本店ビル3棟に拡大しました。これにより本店3棟で使用する電力は実質的に再生可能エネルギー100%となり、新たに年間約3,000トンの温室効果ガス(CO2)が削減される見込みです。また、経済産業省「GXリーグ」に参画し、カーボנקレジット取引の知見を高めるとともに、Jクレジット等の活用も含め、地域の皆さまとともに2050年カーボンニュートラルに向けた取組みを進めてまいります。

○ テーマ② 「ライフサポートビジネスの深化」

当行は金融サービスの高度化に加え、非対面取引の機能拡充・非金融サービスの充実によってお客さまの暮らし全般を生涯にわたってサポートできる銀行を目指しています。

金融サービスの高度化につきましては、お客さま一人ひとりのライフプランに基づいた幅広い保険ニーズにお応えするため、PGフレンドリー・パートナーズ株式会社と提携し、保険会社出資の保険代理店と銀行が共同運営する全国初の保険コンサルティング拠点「はちのの保険プラザ」を8月に開設しました。また、ご高齢のお客さまの財産管理ニーズや次世代への相続・資産承継ニーズにお応えするため、相続に関するご相談の拠点として「はちのの相続コンサルプラザ」を12月に開設しました。また、営業店担当者と営業渉外部「信託グループ」が連携し、個人向け信託業務を通じて、お客さまに寄り添ったご提案を行っております。

非対面取引の機能拡充・非金融サービスの充実につきましては、口座残高やお取引内容の確認、お得なクーポン配信など、さまざまな情報をご提供するスマートフォンアプリ「Wallet+」のサービスを7月に開始しました。日常生活に関するお困りごとを解決する「はちののライフサポートサービス」もご好評をいただいております。非金融面においても引き続きお客さまのお役に立てる取組みを進めてまいります。

○ テーマ③ 「総合金融サービス・機能の提供」

当行はコンサルティングメニューやグループ機能を拡充することで、事業者さまの企業経営に関する幅広いご相談をワンストップでサポートできる銀行を目指しています。

事業者さまの経営課題解決に向けた取組みとしましては、本部専門チームを増員し、事業再構築補助金などの補助金活用サポートのほか、事業承継、M&A、事業再生支援等において、営業店担当者と本部が一体となって、経営戦略の策定段階から積極的にご支援しております。また、株式会社マネーフォワードと提携して「業務デジタル化支援サービス」をご提供し、事業者さまのDX・デジタル化についてもサポートしております。

グループ機能の拡充につきましては、6月に八十二スタッフサービス株式会社において「他業銀行業高度化等会社」の認可を取得し、多様化・高度化が進む地域の人材関連ニーズへの幅広い対応を可能としました。さらに10月には商社事業と電力事業を営む八十二Link Nagano株式会社を設立しました。事業者さまの海外販路開拓支援や、再生可能エネルギーの発電・供給等による脱炭素化支援を行うことにより、事業成長や地域の持続的な発展に貢献してまいります。

○ テーマ④「業務・組織のデジタル改革」

当行はデジタル技術やデータ利活用による業務の効率化や新サービスの開発を通じて、新たなビジネスモデルの構築に取り組んでいます。

お客さまの利便性向上に向けた取組みとしましては、融資手続きをインターネット上で完結させる「八十二電子契約サービス」を全店導入したほか、店頭での待ち時間短縮を図るため「来店予約システム」の運用を開始しました。

データを活用したサービスの高度化としましては、当行の持つ大量の取引データとAI技術を活用し、非対面で融資実行まで完結できるWEB完結型事業資金「はちのビジネスネットローン」の取扱いを4月に開始しました。引き続きデータやデジタル技術を活用し、適切なタイミングで事業者さまをフォローするための業況変化予測等への活用を進めてまいります。

○ テーマ⑤「成長とやりがいを支える人事改革」

当行は、職員一人ひとりが成長とやりがいを実感できる組織を目指し、多様化する職員の価値観やライフスタイルに対応するため、人事制度や働き方の改革を進めています。

当行を取り巻く環境変化やお客さまからの期待に応える付加価値の高い人材を育成するため、7月に複線型コース体系を導入しました。複線型コース体系では、既存の「マネジメントコース」に加え、「プロフェッショナル」「本部スタッフ」「スタンダード」「事務店頭」の5つのコースにより、総合金融サービス業への転換と職員一人ひとりの強みや適性を活かした多様なキャリア形成を支援しています。

また、人間力向上とスキル習得を後押しするため、研修プログラムを更新・拡大するとともに、オンラインでの自己研鑽ツールも充実させ、より自発的に学べる環境を整えました。これらの取組みにより、職員一人ひとりが成長とやりがいを実感でき、お客さまから支持される銀行グループへの成長を目指してまいります。

○ 店舗

4月にローンプラザ浅川若槻をローンプラザ昭和通に統合し、7月に伝馬町支店・ローンプラザ伝馬町を上郷支店内に移転しました。また、7月に富士見支店、10月には大町支店、11月には福島支店をそれぞれ新築移転しました。新店舗は、2021年に建替えした岩村田支店に続き、SDGs達成に向けた取組みとしてエネルギー消費量を正味ゼロとしたZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）店舗といたしました。さらに、2月にはシンガポール支店を開設し、アセアン地域におけるお客さまの海外進出や現地サポート体制を強化しました。

当期の業績は以下になりました。

○ 損益の状況

経常収益は、その他業務収益及び資金運用収益の増加を主因として前期比520億1千6百万円増加して1,639億3千2百万円となりました。

また、経常費用は、その他業務費用及び資金調達費用の増加を主因として前期比531億3千2百万円増加して1,336億8千3百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比11億1千6百万円減少して302億4千9百万円となりました。

当期純利益は前期比8億2千2百万円減少して215億7千4百万円となりました。

なお、連結業績につきましては、経常利益が前期比31億5千4百万円減少して348億9千3百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比25億3千2百万円減少して241億3千5百万円となりました。

○ 預金・貸出金

預金は、個人預金を中心に期中1,197億円増加したことから、期末残高は8兆1,864億円となりました。

貸出金は、県外法人向け資金を中心に期中1,820億円増加したことから、期末残高は6兆1,561億円となりました。このうち中小企業向け資金は期中1,217億円増加して期末残高は1兆8,171億円、個人向け資金は期中426億円増加して期末残高は1兆3,550億円となりました。

○ 有価証券

有価証券につきましては、市場動向を注視し、安定的な収益を確保するとともに機動的な運用に努めました。国債を中心に期中1,242億円減少し、期末残高は2兆6,855億円となりました。

○ その他

銀行の健全性を示す総自己資本比率は、連結18.36%、単体16.55%となり、銀行界トップ水準を維持しております。

■ 対処すべき課題

3年超に及びコロナ禍も、5月8日より感染症法上の位置付けが5類に移行し、これまでの対応に一つの区切りがつけられました。いよいよアフターコロナ・ウィズコロナへとステージは変わりますが、今回のコロナ禍がお客さまや地域経済に与えた傷跡は大きく、コロナ前の状態に再生するためには、多くの壁を乗り越えていかなければなりません。

また一方において、DX(デジタル・トランスフォーメーション)やカーボンニュートラルに対する対応も待ったなしの状況になってまいりました。

そしてこれらの課題に対し、主体的に役割を果たしていくことが、地域のリーディングバンクである私たち八十二銀行グループの使命だと考え、全力で取り組む所存です。

具体的には、コンサルティングメニューやグループ機能の拡充、デジタル技術を活用したサービスの拡大、他業態との連携等により、当行グループの事業領域・活動領域を広げることで、コロナ禍の影響を受けたお客さまへの多面的な支援を継続し、活力ある地域経済に貢献してまいります。

また、各種情報提供や専門業者の紹介等により、DXやカーボンニュートラルに対する取り組みを支援してまいります。

一方、研修プログラムや自己研鑽ツールの充実化など、役職員一人ひとりの強みや適性を活かしたキャリア形成を支援し、お客さまからの期待に応えることができる、付加価値の高い専門人材の育成を強化するため、積極的な人材投資を行ってまいります。

そして「経営の根幹としてのサステナビリティ」を中心テーマに掲げた「中期経営ビジョン2021」の各施策については、スピード感を持って実施に移すとともに、深度のある対応をより強化してまいります。

さて、当行は本年6月1日をもって長野銀行と経営統合いたしました。今後、両行は早期合併に向け協議・検討を進めてまいりますとともに、統合効果がいち早く実現できるよう相互協力体制をより強化してまいります。

両行がこれまで培ってきたノウハウ、リレーションそして人材を掛け合わせることで、地域と共に成長できる金融グループへと変革し、お客さま、地域・株主の皆さま、そしてその役割を担う従業員により良い価値を提供してまいります。

株主各位のご厚情に心より感謝申し上げますとともに、これからも地域の皆さまのご期待にお応えべく努力してまいります。今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預 金	6,989,187	7,670,775	8,066,627	8,186,401
定期性預金	2,360,604	2,398,680	2,436,170	2,375,016
その他	4,628,583	5,272,094	5,630,457	5,811,384
貸 出 金	5,443,996	5,587,528	5,974,071	6,156,100
個人向け	1,216,227	1,244,386	1,312,385	1,355,060
中小企業向け	1,526,454	1,669,635	1,695,376	1,817,165
その他	2,701,314	2,673,507	2,966,309	2,983,874
特定取引資産 (トレーディング資産)	29,559	12,157	13,370	18,773
特定取引負債 (トレーディング負債)	3,444	3,066	4,279	6,672
有 価 証 券	2,920,426	3,333,897	2,809,850	2,685,558
国 債	1,000,867	1,181,165	820,553	546,702
地 方 債	362,245	352,304	308,214	341,933
その他	1,557,313	1,800,426	1,681,082	1,796,922
総 資 産	10,413,208	12,075,029	13,265,200	12,887,406
内 国 為 替 取 扱 高	51,783,906	48,304,817	50,221,596	53,660,119
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 20,900	百万ドル 22,639	百万ドル 24,376	百万ドル 22,958
経 常 利 益	28,021	26,152	31,365	30,249
当 期 純 利 益	19,562	18,517	22,396	21,574
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 39 69	円 銭 37 83	円 銭 45 74	円 銭 44 60
信 託 財 産	378	347	673	1,091
信 託 報 酬	2	2	7	10

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 貸出金のうち個人向けおよび中小企業向けには、当座貸越を含め、海外支店貸出および特別国際金融取引勘定貸出を除いて記載しております。

3 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株数）で除して算出しております。

<ご参考> 連結業績の推移

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	163,637	152,604	151,349	202,228
経常利益	33,447	32,147	38,047	34,893
親会社株主に帰属する当期純利益	22,077	22,384	26,667	24,135
純資産額	748,432	909,694	912,698	915,953
総資産	10,470,547	12,160,638	13,343,796	12,963,799

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 2021年度より団体信用生命保険の配当金を経常収益から経常費用の減少に表示を変更しております。2020年度以前の経常収益にもこの変更を反映しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	3,041人
平均年齢	42年 4月
平均勤続年数	15年 11月
平均給与月額	371千円

(注) 1 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。

3 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当 年 度 末
長 野 県	131店 うち出張所 (9)
新 潟 県	4 (ー)
東 京 都	6 (ー)
埼 玉 県	5 (ー)
群 馬 県	2 (ー)
愛 知 県	1 (ー)
岐 阜 県	1 (ー)
大 阪 府	1 (ー)
国 内 計	151 (9)
ア ジ ア	2 (ー)
海 外 計	2 (ー)
合 計	153 (9)

(注) 1 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を2か所、店舗外現金自動設備を219か所、株式会社ローソン銀行との提携による店舗外現金自動設備を13,467か所（長野県内162か所、県外13,305か所）、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を25,351か所（長野県内487か所、県外24,864か所）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を12,016か所（長野県内146か所、県外11,870か所）それぞれ設置しております。また、店舗出店規制緩和を受け窓口営業を行わない法人取引専門営業所を1か所設置しております。

2 長野県内131店のうち12店（うち出張所2店）はランチ・イン・ブランチ方式（店舗内店舗方式）により他店舗内へ移転しており、店舗の拠点数としては119か所となっております。

ロ. 当年度新設営業所

営業所名	所在地
シンガポール支店	9 RAFFLES PLACE,#17-02, REPUBLIC PLAZA, SINGAPORE

(注) 1 店舗外現金自動設備の新設（3か所）
ツルヤ穂高店出張所、綿半スーパーセンター権堂店出張所、ナナーズ東御店出張所

2 店舗外現金自動設備の廃止（5か所）
権堂イーストプラザ出張所、フレスポ大町出張所、メリーパーク出張所、富士見町役場出張所、木曾合同庁舎出張所

ハ. 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所または事務所の所在地	銀行代理業務以外の主要業務
iBankマーケティング株式会社	福岡県福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,740
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	1,181
事務機器、システム機器の導入・更改等	1,135
大町支店移転新築	654
富士見支店移転新築	370
福島支店移転新築	336

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

当行は親会社を有していません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
八十二証券株式会社	長野県長野市大字南長野字石堂南1277番地2	有価証券の売買 有価証券売買の媒介、 取次および代理	百万円 3,000	% 100.00	—
八十二リース株式会社	長野県長野市大字中御所岡田218番地14	リース業務	200	100.00	—
株式会社八十二カード	長野県長野市大字中御所218番地11	クレジットカード業務	30	100.00	—
八十二信用保証株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	信用保証業務	30	100.00	—
八十二システム開発株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地13	システム開発	40	100.00	—
八十二キャピタル株式会社	長野県長野市大字南長野南石堂町1282番地11	投資業務	200	10.00	—
八十二スタッフサービス株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	労働者の派遣業務 有料職業紹介業務 事務代行業務	20	100.00	—
やまびこ債権回収株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	債権管理回収業務	510	99.00	—
八十二オートリース株式会社	長野県長野市大字中御所岡田218番地14	リース業務	100	0.00	—
八十二アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁目1番22号	投資運用業	200	100.00	—
八十二インベストメント株式会社	長野県長野市大字南長野南石堂町1282番地11	投資業務	30	100.00	—
八十二Link Nagano株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地8	地域商社事業 電力(発電)事業	100	100.00	—

ハ. 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携（略称「ACS」）により、ATMの相互利用による現金引出し等のサービスを提供しています。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）及び労働金庫との提携（略称「MICS」）により、ATMの相互利用による現金引出し等のサービスを提供しています。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称「CNS」）との提携により、取引先企業との間の総合振込、口座振替、入出金取引明細等のデータ授受サービスを提供しています。
4. 株式会社イーネットと提携し、共同設置ATMによる現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
5. 株式会社セブン銀行と提携し、セブン銀行のATMでの現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
6. 株式会社ローソン銀行と提携し、ローソン銀行のATMでの現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
7. 当行が開発した共同版システムを、じゅうだん会行（山形銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、阿波銀行、宮崎銀行、琉球銀行）に提供しています。
8. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ATMの相互利用による現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
9. 長野県内6信用金庫（アルプス中央信用金庫、飯田信用金庫、上田信用金庫、諏訪信用金庫、長野信用金庫、松本信用金庫）と提携（名称「ぐるっと信州ネット」）し、ATMの相互利用による現金引出し等を無料又は割引にて利用可能としています。
10. 東邦銀行、群馬銀行と提携し、ATMの相互利用による現金引出し等を無料又は割引にて利用可能としています。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
湯本昭一	取締役会長 監査部担当 会長執行役員	—	—
松下正樹	取締役頭取 東京事務所担当 (代表取締役) 執行役員	—	—
浅井隆彦	取締役副頭取 副頭取執行役員 リスク統括 人書事室担当 (代表取締役)	—	—
樋代章平	専務取締役 デジタルトランスフォーメーション システム部担当 企画	—	—
佐藤信司	取締役常務執行役員 松本融務市場部 金総務部担当 営業	—	—
宮原博之	取締役	昭和商业株式会社 代表取締役社長	—
田下佳代	取締役(社外役員)	—	弁護士
濱野京	取締役(社外役員)	—	—
神澤鋭二	取締役(社外役員)	キッセイコムテック 株式会社 代表取締役 会長 最高経営責任者 (CEO)	—
金井孝行	取締役(社外役員)	—	—
峰村千秀	常勤監査役	—	—
笠原昭寛	常勤監査役	—	—
門多丈	監査役(社外役員)	—	—
和田恭良	監査役(社外役員)	—	—
山沢清人	監査役(社外役員)	—	—

(注) 1 社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2 取締役浅井隆彦氏は、2023年6月21日に株式会社長野銀行の取締役に就任予定です。

3 社外取締役黒澤壮吉氏は、2022年6月24日開催の第139期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

- 4 当行は執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当	その他
吉村 繁	常務執行役員 営業企画部 営業渉外部 国際部担当	—
高野 健光	常務執行役員 融資部 業務統括部 事務センター担当	—
上村 勝也	常務執行役員 東京営業部長	—
中村 誠	常務執行役員 本店営業部長	—
北山 良一	執行役員 飯田エリア飯田支店長	—
馬場 智義	執行役員 システム部長	—
堀内 厚志	執行役員 上田支店長	—
伊藤 啓悟	執行役員 業務統括部長	—
増田 哲	執行役員 諏訪エリア諏訪支店長 兼上諏訪駅前支店長	—
河野 敦	執行役員 監査部長	—
吉田 秀樹	執行役員 伊那エリア伊那支店長	—

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について「選任・報酬委員会」へ諮問し、答申を受けております。「選任・報酬委員会」は、独立社外取締役を含む取締役3名以上により構成される取締役会の諮問機関であります。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、「選任・報酬委員会」からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は次のとおりです。

1. 基本方針

当行の取締役の報酬は、取締役が業績向上と企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を高めて経営を行うためのインセンティブとなる体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役が果たすべき職責やその成果等を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、確定金額報酬、業績連動型報酬および非金銭報酬により構成する。

なお、社外取締役については、その職務に鑑み、確定金額報酬のみを支払うこととする。

2. 確定金額報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

確定金額報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当行業績や他社水準等を総合的に勘案して決定する。

3. 業績連動型報酬に係る業績指標の内容およびその業績連動型報酬の額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動型報酬は、取締役の業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とした短期インセンティブとして位置付け、一事業年度の最終成果である当期純利益を業績指標とし、各事業年度の単体当期純利益の額に応じて算出された額を毎年一定の時期に現金で支給する。

4. 非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬は、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有し、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的と位置付け、株式報酬型ストックオプションとする。各取締役に割り当てる新株予約権の数は、株主総会で承認された上限金額の範囲内で役位別に定めるストックオプション報酬額を当該新株予約権1個あたりの新株予約権個数を決定するための公正価額で除して算出された数（ただし、株主総会で承認された1年間の個数を上限とする）とし、定時株主総会開催日から1年以内の日までの期間に割り当てる。

5. 確定金額報酬の額、業績連動型報酬の額、非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の種類別の報酬割合は、基本方針を踏まえ、役位に応じた適切な割合とする。取締役の個人別の報酬等の額の割合を決定する上で前提となる全体の種類別の報酬金額は以下のとおり。

種類別の報酬金額（2008年6月25日株主総会決議）

・取締役の報酬体系は確定金額報酬、業績連動型報酬、ストックオプション報酬とし、以下のとおりとする。（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない）

- i 確定金額報酬は月額25百万円以内とすること
- ii 業績連動型報酬は当期純利益を基準として支給すること
- iii スtockオプション報酬額は「株式報酬型ストックオプション」とし、新株予約権を年額100百万円以内（1年間の個数の上限：1,500個、1年間の株数の上限：普通株式15万株）の範囲で割り当てること

・当期純利益による業績連動型報酬枠

当期純利益水準	報酬枠
～100億円以下	—
100億円超～150億円以下	4千万円
150億円超～200億円以下	5千万円
200億円超～250億円以下	6千万円
250億円超～300億円以下	7千万円
300億円超～350億円以下	8千万円
350億円超	9千万円

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき取締役頭取がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬の額および業績連動型報酬の額ならびに新株予約権の割当個数とする。なお、選任・報酬委員会は、取締役の報酬に関する事項について審議し、取締役会に対し助言・提言を行うものとし、取締役頭取は、その助言・提言を踏まえて各取締役の確定金額報酬の額および業績連動型報酬の額ならびに新株予約権の割当個数を決定する。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数 (名)
		確定金額報酬	業績連動型報酬	非金銭報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	284 (21)	184 (21)	60 (—)	40 (—)	12 (5)
監 査 役 (うち社外監査役)	75 (16)	75 (16)	— (—)	— (—)	6 (3)
合 計 (うち社外役員)	359 (37)	259 (37)	60 (—)	40 (—)	18 (8)

- (注) 1 員数には当事業年度に退任した取締役2名および監査役1名を含めております。
- 2 業績連動型報酬にかかる業績指標は当期純利益であり、その実績は21,574百万円であります。当該指標を選択した理由は、一事業年度の最終成果であるからであります。当行の業績連動型報酬は、当期純利益の水準に応じて報酬枠を決定しております。
- 3 非金銭報酬の内容は株式報酬型ストックオプションであり、新株予約権割当の際の条件等は「イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。
- 4 取締役の確定金額報酬の額は、2008年6月25日開催の第125期定時株主総会において、月額250万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。
また、確定金額報酬とは別枠で、2008年6月25日開催の第125期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとして、新株予約権を年額100百万円以内（1年間の個数の上限：1,500個、1年間の株数の上限：普通株式15万株）の範囲で割り当てることと決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。
- 5 監査役の報酬につきましては、2008年6月25日開催の第125期定時株主総会において、確定金額報酬月額8百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。なお、当該報酬額の配分は監査役の協議に基づき決定しております。
- 6 取締役会は、各取締役の確定金額報酬の額および業績連動型報酬の額ならびに新株予約権の割当個数の決定を、取締役頭取松下正樹（東京事務所担当）に委任しております。委任した理由は、当行全体の業績を勘案しつつ各取締役の評価を行うには頭取が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に「選任・報酬委員会」がその妥当性について確認しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
田 下 佳 代	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
濱 野 京	
神 澤 鋭 二	
金 井 孝 行	
門 多 丈	
和 田 恭 良	
山 沢 清 人	

(4) 補償契約

イ. 在任中の会社役員との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。

【被保険者の範囲】

当行取締役、監査役、執行役員

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

① 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

② 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

③ 役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。また、リスクの一定の割合を当行の自己負担とする縮小割合を設定しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

神澤鋭二氏はキッセイコムテック株式会社の代表取締役を兼職しております。なお、当行とキッセイコムテック株式会社との間には預金、貸出金等の取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	主な活動状況
田下佳代	6年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、主に弁護士としての専門的な見地から発言を行っております。また、選任・報酬委員会の委員長を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
濱野京	1年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、主にグローバル分野における専門的な見地から発言を行っております。また、選任・報酬委員会の委員を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
神澤鋭二	1年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、主にDX分野における専門的な見地から発言を行っております。また、選任・報酬委員会の委員を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
金井孝行	9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し、主に企業経営・ガバナンス分野における専門的な見地から発言を行っております。また、選任・報酬委員会の委員を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
門多丈	15年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回中14回、および監査役会14回中13回に出席し、主に国際金融と企業投資に関する幅広い経験と専門的な見地から発言を行っております。
和田恭良	7年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回全て、および監査役会14回全てに出席し、主に行政分野における豊富な経験と組織運営に関する幅広い見識に基づいて発言を行っております。
山沢清人	6年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回全て、および監査役会14回全てに出席し、主に豊富な学識経験と組織運営に関する幅広い見識に基づいて発言を行っております。

(注) 取締役金井孝行氏については、2022年6月24日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行からの報酬等 (百万円)	銀行の親会社等からの報酬等 (百万円)
報酬等の合計	8人	37 (―)	―

(注) () は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	2,000,000千株
	発行済株式の総数	491,103千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	22,053名
-------------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	58,095	12.32
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	23,336	4.95
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	13,779	2.92
明治安田生命保険相互会社	13,601	2.88
日本生命保険相互会社	13,600	2.88
信越化学工業株式会社	11,830	2.50
昭和商事株式会社	11,820	2.50
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	10,041	2.13
株式会社三菱UFJ銀行	8,145	1.72
清水建設株式会社	7,983	1.69

(注) 1 持株数等は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。
 2 持株比率は、持株数を発行済株式数(自己株式を除く)で除して算出しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ	71百万円	
指定有限責任社員 弥永 めぐみ		
指定有限責任社員 陸田 雅彦		
指定有限責任社員 石尾 雅樹		

(注) 1 当行と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

2 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当行監査役会は、「監査役監査基準」等に基づき、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、報酬の妥当性について分析・検討した結果いずれも適切・相当であり、監査品質は維持できると考え、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3 非監査業務の内容は次のとおりであります。

株式会社長野銀行完全子会社化にかかるデューデリジェンス助言業務

4 当行、子会社および子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は121百万円です。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

イ. 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、その他の独立性や適格性を害する事由等により会計監査人を解任または不再任することが妥当であると判断した場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

ロ. 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

該当事項はありません。

6 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

該当事項はありません。

(2) 補償契約

イ. 在任中の会計参与との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

第140期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	3,585,941
現金	123,889
預け金	3,462,052
コールローン	14,978
買入金銭債権	126,212
特定取引資産	18,773
商品有価証券	680
特定金融派生商品	7,094
その他の特定取引資産	10,998
金銭の信託	78,877
有価証券	2,685,558
国債	546,702
地方債	341,933
社債	592,756
株式	530,343
その他の証券	673,821
貸出金	6,156,100
割引手形	13,713
手形貸付	113,342
証書貸付	5,301,149
当座貸越	727,893
外国為替	28,255
外国他店預け	25,427
買入外国為替	2,528
取立外国為替	299
その他資産	126,201
未決済為替貸	18
前払費用	837
未収収益	8,406
金融派生商品	42,334
金融商品等差入担保金	9,018
その他の資産	65,585
有形固定資産	24,266
建物	11,996
土地	8,984
リース資産	263
建設仮勘定	95
その他の有形固定資産	2,925
無形固定資産	4,273
ソフトウェア	3,678
その他の無形固定資産	595
前払年金費用	27,387
支払承諾見返	49,474
貸倒引当金	△38,893
資産の部合計	12,887,406

科目	金額
(負債の部)	
預金	8,186,401
当座預金	376,053
普通預金	5,238,885
貯蓄預金	58,825
定期預金	2,342,782
定期積金	32,234
その他の預金	137,620
譲渡性預金	104,483
コールマネー	1,492,164
売現先勘定	102,282
債券貸借取引受入担保金	332,031
特定取引負債	6,672
特定金融派生商品	6,672
借入金	1,552,680
借入金	1,552,680
外国為替	1,503
外国他店借	1
売渡外国為替	223
未払外国為替	1,278
信託勘定借	784
その他負債	103,662
未決済為替借	27
未払法人税等	4,324
未払費用	8,605
前受収益	2,017
給付補填備金	0
金融派生商品	19,267
金融商品等受入担保金	9,768
リース債務	288
資産除去債務	144
その他の負債	59,218
退職給付引当金	9,981
睡眠預金払戻損失引当金	271
偶発損失引当金	1,217
繰延税金負債	108,343
支払承諾	49,474
負債の部合計	12,051,956
(純資産の部)	
資本金	52,243
資本剰余金	29,609
資本準備金	29,609
利益剰余金	481,659
利益準備金	47,610
その他利益剰余金	434,048
固定資産圧縮積立金	1,623
固定資産圧縮特別勘定積立金	269
別途積立金	399,600
繰越利益剰余金	32,556
自己株式	△10,848
株主資本合計	552,663
その他有価証券評価差額金	266,193
繰延ヘッジ損益	16,305
評価・換算差額等合計	282,499
新株予約権	288
純資産の部合計	835,450
負債及び純資産の部合計	12,887,406

第140期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 損益計算書 (単位: 百万円)

科目	金額
経常収益	163,932
資金運用収益	90,858
貸出金利息	49,718
有価証券利息配当金	36,594
コールローン利息	169
預け金利息	3,048
その他の受入利息	1,327
信託報酬	10
役務取引等収益	18,266
受入為替手数料	5,173
その他の役務収益	13,092
特定取引収益	181
商品有価証券収益	23
特定金融派生商品収益	156
その他の特定取引収益	1
その他業務収益	37,479
外国為替売益	1,699
国債等債券売却益	35,780
その他経常収益	17,135
株式等売却益	11,346
金銭の信託運用益	4,458
その他の経常収益	1,330
経常費用	133,683
資金調達費用	18,075
預金利息	2,836
譲渡性預金利息	7
コールマネー利息	644
売現先利息	1,810
債券貸借取引支払利息	1,456
借入金利息	3,137
金利スワップ支払利息	3,254
その他の支払利息	4,928
役務取引等費用	7,669
支払為替手数料	615
その他の役務費用	7,054
その他業務費用	40,526
国債等債券売却損	35,488
国債等債券償還損	4,983
金融派生商品費用	55
営業経費	50,285
その他経常費用	17,125
貸倒引当金繰入額	4,206
貸出金償却	1
株式等売却損	2,647
株式等償却	37
金銭の信託運用損	4,797
その他の経常費用	5,436
経常利益	30,249

(単位：百万円)

科目	金額
特別利益	1,719
固定資産処分益	1,719
特別損失	1,671
固定資産処分損	208
減損損失	1,462
税引前当期純利益	30,297
法人税、住民税及び事業税	9,434
法人税等調整額	△710
法人税等合計	8,723
当期純利益	21,574

第140期末 (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	3,600,693	預金	8,168,035
コールローン及び買入手形	14,978	譲渡性預金	79,133
買入金銭債権	126,212	コールマネー及び売渡手形	1,492,164
特定取引資産	18,773	売現先勘定	102,282
金銭の信託	78,877	債券貸借取引受入担保金	332,031
有価証券	2,676,695	特定取引負債	6,672
貸出金	6,113,178	借入金	1,559,655
外国為替	28,255	外国為替	1,503
リース債権及びリース投資資産	69,848	信託勘定借	784
その他資産	147,534	その他負債	129,223
有形固定資産	32,284	退職給付に係る負債	11,247
建物	12,349	睡眠預金払戻損失引当金	271
土地	9,131	偶発損失引当金	1,217
建設仮勘定	95	特別法上の引当金	12
その他の有形固定資産	10,707	繰延税金負債	114,134
無形固定資産	4,499	支払承諾	49,474
ソフトウェア	3,889	負債の部合計	12,047,845
その他の無形固定資産	610	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	45,397	資本金	52,243
繰延税金資産	1,622	資本剰余金	56,960
支払承諾見返	49,474	利益剰余金	519,053
貸倒引当金	△44,527	自己株式	△10,848
資産の部合計	12,963,799	株主資本合計	617,409
		その他有価証券評価差額金	267,636
		繰延ヘッジ損益	16,305
		退職給付に係る調整累計額	11,485
		その他の包括利益累計額合計	295,427
		新株予約権	288
		非支配株主持分	2,828
		純資産の部合計	915,953
		負債及び純資産の部合計	12,963,799

第140期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 連結損益計算書 (単位:百万円)

科目	金額
経常収益	202,228
資金運用収益	90,830
貸出金利息	49,701
有価証券利息配当金	36,542
コールローン利息及び買入手形利息	169
預け金利息	3,050
その他の受入利息	1,366
信託報酬	10
役務取引等収益	22,591
特定取引収益	961
その他業務収益	70,604
その他経常収益	17,229
償却債権取立益	4
その他の経常収益	17,225
経常費用	167,335
資金調達費用	18,108
預金利息	2,835
譲渡性預金利息	6
コールマネー利息及び売渡手形利息	644
売現先利息	1,810
債券貸借取引支払利息	1,456
借入金利息	3,162
その他の支払利息	8,192
役務取引等費用	5,390
その他業務費用	69,957
営業経費	56,631
その他経常費用	17,246
貸倒引当金繰入額	4,243
その他の経常費用	13,003
経常利益	34,893
特別利益	1,732
固定資産処分益	1,732
特別損失	1,878
固定資産処分損	208
減損損失	1,669
税金等調整前当期純利益	34,747
法人税、住民税及び事業税	11,017
法人税等調整額	△483
法人税等合計	10,533
当期純利益	24,214
非支配株主に帰属する当期純利益	79
親会社株主に帰属する当期純利益	24,135

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社八十二銀行
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所指定有限責任社員 公認会計士 弥 永 めぐみ
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 陸 田 雅 彦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石 尾 雅 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社八十二銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第140期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示

することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社八十二銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	弥 永 めぐみ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	陸 田 雅 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 尾 雅 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社八十二銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社八十二銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示

することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第140期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社 八十二銀行 監査役会

常勤監査役 峰 村 千 秀 ㊟

常勤監査役 笠 原 昭 寛 ㊟

社外監査役 門 多 丈 ㊟

社外監査役 和 田 恭 良 ㊟

社外監査役 山 沢 清 人 ㊟

以 上

株主総会会場 ご案内図

日時 2023年6月23日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

会場 長野市大字中御所字岡田178番地8
当行本店3階 大会議室
☎ 026-227-1182（代表）



交通のご案内

JR長野駅善光寺口より 徒歩約10分

新型コロナウイルスについてのご案内

株主総会にご出席される株主様は、感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
併せて議決権行使書による議決権行使またはインターネット等による議決権行使もご検討いただきますようお願い申し上げます。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

